

○宇城市建設工事低入札価格調査実施要領〔契約管財課〕

令和5年3月1日

告示第16号

改正 令和6年3月29日告示第39号

令和7年3月31日告示第47号

令和7年8月8日告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象とする建設工事は、総合評価方式による競争入札に付するものとする。なお、上記以外の工事についても、市長が必要であると認められるときは、この要領に定める手続きに従い、対象工事とすることができる。

(調査基準価格)

第3条 市長は、前条に規定する建設工事の請負契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額を合計した額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項に定める調査基準価格の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、工事の内容から同項の割合で調査基準価格を設定することが不適当であると市長が認めるときその他市長が特に必要と認めるときは、入札書比較価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を

定めるものとする。

- 5 調査基準価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(数値的判断における失格基準)

第4条 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある数値的判断基準として、失格基準価格を設定するものとする。

- 2 失格基準価格は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号の規定により算出した額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。
 - (1) 直接工事費 入札書比較価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費 入札書比較価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費 入札書比較価格の算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等 入札書比較価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- 3 前項に定める失格基準価格の算定は、入札書比較価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。
- 4 市長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の額のいずれかが、第2項に定める失格基準価格に満たない場合は、当該入札を失格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあつては指名通知書において次に掲げる事項を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合(調査基準価格を下回った入札をした者が前条の規定によりすべて失格となった場合を除く。以下同じ。)の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者(前条の規定により全て失格となった者を除く。以下同じ。)に対しては、事情聴取を行うこと。この場合において、事情聴取に協力すべきこと及び事情聴取当日には配置予定の主任(監理)技術者が出席する必要があること。
- (5) 失格基準価格を下回った入札は、失格とすること。

(6) 第9条第3項に規定する調査対象者が落札した場合における契約に係る措置
(落札決定の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、
入札者に対して保留を宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者
は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査)

第7条 市長は、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を
行うものとする。この場合において、施行令第167条の9（施行令第167条の
13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりくじがなされるとき
は、低入札価格調査は、当該くじを行う前に実施するものとする。

(書類の提出)

第8条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、調査基準価格を下回った入
札を行った者全員に、開札日の翌日から起算して7日（宇城市の休日を定める条例
（平成17年宇城市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、低
入札価格調査審査調書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と
認めた書類を添付のうえ、提出させるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由（様式第2号）
- (2) 当該入札価格に対応した工事費内訳書（市が閲覧に供した工事費内訳書の全ての
項目に、数量、単位、単価及び金額が記載された工事費内訳書をいう。以下同
じ。）
- (3) 前号の工事費内訳書に記載した単価（直接工事費及び共通仮設費に係る材料費、
機械損料、労務費等の単価を含む全ての単価とする。）について、次に掲げる見
積書等（工事費内訳書の各項目に対応したものをいう。以下同じ。）の写し
 - ア 材料費について、購入する全ての資材に関する見積書（公告日以後に徴した
ものに限る。以下同じ。）又は過去1年以内取引した実績が証明できる請求
書等
 - イ 機械等の損料について、リースする全ての機械等に関するリース契約書又は
見積書
 - ウ 労務費について、自社の労務者以外の全ての者に関する見積書
- (4) 配置予定技術者の資格が確認できる資料（法令等による免許証、資格者証等の
写しをいう。）及び社会保険加入関係書類その他の雇用が確認できる資料
- (5) 経費内訳書（様式第3号）
- (6) 対象工事近隣における手持工事の状況（様式第4号）
- (7) 対象工事に関連する手持工事の状況（様式第5号）
- (8) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件等の関連（様式第6号）
- (9) 手持資材の状況（様式第7号）
- (10) 対象工事に手持資材を使用する場合は、当該資材を所有していることを証明
する資料（保管状況の写真、台帳等の写しをいう。）

- (11) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第8号）
 - (12) 手持機械等の状況（様式第9号）
 - (13) 手持機械等を保有していることを証明する資料（車検証等をいう。）
 - (14) 工事に使用する機械等をリースする場合は、リース契約書又は見積書
 - (15) 労務者の具体的供給見通しに関する事項（様式第10号）
 - (16) 自社の労務者を使用する場合は、給与規程又は賃金台帳等の写し
 - (17) 過去に施工した宇城市発注工事の状況（様式第11号）
 - (18) 経営内容に関する事項（様式第12号）
 - (19) 過去3年間の営業年度終了の財務諸表の写し
 - (20) 下請発注予定、建設副産物の搬出地その他必要な事項（様式第13号）
 - (21) 信用状態に関する事項（様式第14号）
 - (22) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める資料
- 2 前項各号に掲げる書類については、同項第1号に掲げる書類から順に1から連番でページ番号を記載し、同項第2号の工事内訳書については、備考欄に次の事項を記載するものとする。
- (1) 材料費又は材料費を含む項目については、手持・購入の別並びに該当する見積書等及び前項第10号に掲げる書類のページ番号
 - (2) 機械損料又は機械損料を含む項目については、自社所有・リースの別並びに該当する見積書等及び前項第13号に掲げる書類のページ番号
 - (3) 労務費又は労務費を含む項目については、自社・下請の別並びに該当する見積書等及び前項第16号に掲げる書類のページ番号
- 3 第1項各号に掲げる書類については、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- 4 市長は、低入札価格調査を行うために必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類を期限を定めて追加して提出させるものとする。
- 5 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 6 提出された書類は、返却しない。
- 7 市長は、提出された書類を当該調査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
（実施方法）
- 第9条 市長は、調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、最低価格入札者を調査対象者とし、前条第1項の規定により提出された書類に基づき、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、調査対象者が別表に規定する事項のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者のした入札を無効とする。
- 3 市長は、調査対象者（前項の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に対する事情聴取その他必要な調査及び検討の結果について、低入札価格調査報告書（様式第15号）を作成するものとする。

(契約審査委員会の設置・審査)

第10条 調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを審査するため、契約審査委員会を設置するものとする。

2 契約審査委員会は、宇城市入札指名等審査会設置規則（平成17年宇城市規則第54号）に定める組織及び会長並びに委員をもって充てる。

3 契約審査委員会は、前条第3項の低入札価格調査報告書に基づき審査を行い、審査結果は委員の過半数の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

4 契約審査委員会の庶務は、総務部契約管財課が行うものとする。

(落札者の決定等)

第11条 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該調査対象者（施行令第167条の9の規定によりくじがなされる場合にあっては、当該くじにより落札者となるべき者）を落札者と決定する。

2 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上のときは、当該次順位者を落札者と決定し、次順位者の入札価格が調査基準価格未満のときは、第9条以降と同様の手続によるものとし、同条第1項の規定中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、落札者としなかった調査対象者に対しては、理由を付してその旨を入札結果通知書（様式第16号）により通知するものとする。

4 低入札価格調査の結果については、落札者の決定後にその概要を低入札価格調査結果概要調書（様式第17号）により公表するものとする。

(契約に係る措置)

第12条 調査対象者が落札した場合における契約に関しては、次の措置をとるものとする。

(1) 契約保証金の額は、請負代金の額に10分の3以上を乗じて得た額以上のものとする。

(2) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、受注者が宇城市が発注した工事（以下「市発注工事」という。）で予定価格が200万円を超えるもののうち開札日前2年以内に完成した工事又は現に施工中の市発注工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、受注者に対して、監理技術者又は主任技術者とは別に同等の資格を満たす技術者を現場に専任で1人配置させるものとする。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しを除く。

ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

- (3) 宇城市公共工事請負契約約款(平成17年宇城市告示第21号)第53条第2項に規定する違約金の額は、請負代金の額に10分の3を乗じて得た額以上のものとする。

(監督体制の強化)

第13条 調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる監督体制の強化を図るものとする。

- (1) 工事担当課長は、受注者が施工体制台帳を作成及び変更した場合、受注者に対して、その提出を求めるものとする。この場合において、施工体制台帳を提出させるに当たり、必要に応じて受注者からその内容について事情聴取を行うものとする。
- (2) 工事担当課長は、共通仕様書に基づく施工計画書を提出させるに当たり、必要に応じて受注者からその内容について事情聴取を行うものとする。
- (3) 工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工事工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聞くものとする。
- (4) 工事担当課長は、安全な施工の確保及び建設労働者への適正な賃金支払の確保等の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。

附 則(令和6年3月29日告示第39号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第47号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年8月8日告示第92号)

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	事項	内容
1	書類が提出されない場合	指定の期日までに求められた資料の全部又は一部が提出されない場合
2	書類が未提出であると認められる場合（未提出であると同一視できる場合を含む。）	求められた資料とは無関係な書類である場合 他の業務の資料である場合 白紙である場合 他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
3	書面に記載すべき事項が欠けている場合	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合 入札説明書に指定された項目を満たしていない場合
4	書類に不備があると認められる場合	見積書等に記載された機械損料、労務費、材料費等の規格、数量、価格等が工事費内訳書に記載された内容と一致しない場合 見積書等に代表者等の記名がない場合 工事の一部を他の者に請け負わせることを予定している場合に、下請負人の見積書が「〇〇工事一式」のように具体的に記載されていない等、工事費内訳の各項目に対応していない場合
5	書類の記載すべき内容に誤りがある場合	発注者名、発注件名、提出業者名に誤りがある場合（ただし、誤字等の軽微な誤りは除く。） 工事費内訳書の内容と「入札時の工事費内訳書」の内容が合っていない場合（千円未満の端数処理を除く。） 工事費内訳書の計算（各小計又は合計）が合っていない場合
6	事情聴取に協力しない場合	事情聴取に応じない場合 配置予定の主任（監理）技術者が事情聴取に参加しない場合 指定の時刻までに出席者が集まらず事情聴取ができない場合